

性優良
制度優
廃産
評価

現行制度は廃止、新制度に一本化

電子マニ対応の追加も

今回の廃棄物処理法改正で優良な処理業者に許可更新期間の特例を創設するところが決まり、現行の優良性評価制度とこのように調整を図っているかが注目されているが、環境省では現行制度を廃止し、新制度に一本化する方向だ。新制度では優良業者と認められた場合従来5年の許可有効期間が、7年に延長される見込み。優良基準は現行制度をベースに若干の上乗せを行う方向で「電子マニフェストへの対応」などが追加される見込み。現在認定を受けている業者に対する経過措置などは検討していく方針だ

が、基本的には改めて申請する形となる模様だ。既存の優良性評価制度は施行規則に根拠がある制度で、運用についても自治体ごとに異なっている。通常の評価制度のみを運用しているところや随時受け付けを行っているところ、さらには国の制度は採用せず独自制度を運用しているところなどまちまちだ。今回の制度は根拠を法律のレベルに引き上げることになるため、既存の制度とどう調整を図っていくかに関心が集まっている。

現行の評価制度は05年4月に創設され丸5年が経過したが、適合確認業者数は先月末で343件とやや伸び悩んでいる。この理由として「メリッとの少な」が指摘されていた。こうした状況から、同省では現行制度は新制度創設とともに廃止し、許可更新期間の延長という明確なメリットのある新制度に一本化する方針だ。

すでに適合確認を受けている業者の扱いが問題となるが、同省産業廃棄物課では「できるだけ既存の適合確認業者がスムーズに新制度でも適合確認を受けられるようにしたい」と思っている。そのため何らかの経過措置なども検討していくが、

は行う考えだ。現在のところ「電子マニフェスト」が利用可能であることなどが追加されることで有力となっている。今回の制度は許可を出す

すべての自治体が運用するようになるので、独自制度を採用している自治体などには新たな対応を迫られることにもなる。